

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、主に神奈川県内において建物の解体作業等に従事し、その後に石綿肺、肺がん等の石綿（アスベスト）関連疾患に罹患した者又はその承継人である被上告人ら（第1審原告ら）が、建材メーカーである上告人ら（第1審被告ら）は、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材から生ずる粉じんにはばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示すべき義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しなかったなどと主張して、上告人らに対し、不法行為等に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、上告人らは、昭和50年1月1日以降、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材を使用する建物の建設作業従事者のほか、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対しても、当該建材から生ずる粉じんにはばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示すべき義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しなかったとして、被上告人らの上告人らに対する不法行為に基づく損害賠償請求を一部認容した。
- ◇ 本件における争点は、上告人らが、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材が使用される建物の解体作業従事者に対し、当該建材から生ずる粉じんにはばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示すべき義務を負っていたか否かである。